

水辺のライトアップ施設リニューアル事業に係る企画・運営等業務委託 質問回答

令和8年10月23日

No.	掲載箇所	質疑事項	回 答
30	仕様書 2(1)⑬	「設置施設は受注者に帰属するもの」とありますが、ここでいう「帰属」とは、設置施設に係る所有権が受注者に帰属することを意味するのか、それとも管理・使用等の権限が受注者に帰属することを意味するのか、ご教示ください。 また、契約期間満了時における当該設置施設の所有権の取扱いについても、併せてご教示ください。	本業務は、受注者から大阪府が特色ある夜間景観を継続的にサービス購入する枠組みであるため、設置施設の所有権、管理・使用等の権限は受注者に帰属します。 契約期間満了時には設置施設は撤去いただくこととしております。
31	質問回答No.17	質疑回答No.17において、「電気料金は提案上限金額内に含めてください」との回答がありましたが、仕様書では、電気料金の負担について「試験点灯に要する電気料金は受託者が負担する」との記載はあるものの、令和10年度以降のライトアップ運営期間中に発生する電気料金を受託者が負担し、委託料に含める旨の記載はないものと認識しております。 このことから、運営期間中の電気料金については、仕様書上の必須費用ではなく、提案者が提案内容の中で任意に見込む費用との理解でよろしいでしょうか。	運営期間中の電気料金は、管理・運営費用に含むものとしておりますので、No.17にて回答のとおり電気料金は提案上限金額内に含めてください。
32	－	運営期間中の電気料金を委託上限金額に含める場合、提案金額を適切に算定するため、電気料金の算定に用いる前提条件をご提示ください。具体的には、想定する契約種別、契約電力（容量）、料金単価、基本料金・電力量料金の考え方、電力使用量の算定方法及び料金の支払・請求方法についてご教示ください。 また、事業期間中の実際の電気使用量又は電気料金が提案時の想定額と異なった場合の取扱いについてもご教示ください。	設置される設備により契約種別等が異なるため、提案内容にあわせて設定してください。 受注者にて契約を行い、料金の支払を行ってください。 ただし、急激な物価変動により、実際の電気料金等に差異が生じた場合の取扱いは、内容に応じて協議します。
33	－	既存ライトアップ設備について、照明器具、制御機器、データ増幅器、分電盤その他の主要設備のメーカー名、製品名、型番、仕様書等、既存設備の維持管理、再利用及び新設設備との接続・互換性を検討するために必要な資料をご提示ください。	準備可能な資料について、配布資料申込者へ追加で配布します。
34	公募要領8(7)	契約保証金は契約金額の100分の5以上とされていますが、本業務における保証額の算定基礎となる「契約金額」は、履行期間全体の契約総額を指すのでしょうか。	履行期間全体の契約総額を指します。
35	公募要領8(3)	前金払いの対象となる費用、適用条件および上限額等についてご教示ください。	支払いについては、委託役務のため各年度精算払いが前提となります。前金払が必要となるのは特例であるため、その支払いについては、必要となる理由を書面で提示頂いた上で、別途、大阪府と協議してください。 なお、前金払は各年度の上限額を対象として支払うため、令和8年度、令和9年度については、前金払はできません。
36	－	契約期間中に、府の都合等により契約解除または事業規模の縮小等が発生した場合、それまでに事業者が負担した未回収費用の取扱いについてご教示ください。	契約期間中に、府の都合等により契約解除または事業規模の縮小等が発生した場合については、大阪府との協議により対応します。
37	－	共同企業体(JV)での応募を予定しておりますが、契約期間中におけるJV構成員の変更について、可否をご教授ください。 また認められる場合の条件や手続き等をご教示ください。	契約期間中における構成員の変更は原則認められません。ただし、構成員の経営破綻等により、その変更を余儀なくされる場合は、大阪府と協議とします。なお、公募要領に記載している参加資格を満たす構成員に限りです。
38	公募要領8(8)	履行保証保険等の保証制度を利用する場合、契約保証金の全額を代替することが可能でしょうか。 また、利用可能な保証制度および必要な条件等についてご教示ください。	公募要領8(8)アに記載のとおり、この契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託してください。
39	仕様書 2(1)①	企画提案後、府、専門家又は関係機関から演出内容や設備配置等の変更を求められた結果、設計変更、機器変更、施工方法変更等による追加費用が生じた場合は、契約変更・増額の対象となるとの理解でよいでしょうか。	仕様書2(1)④に記載のとおり、予算の範囲内で演出内容の変更を求めます。 設備配置等については、No.4にて回答のとおりです。
40	仕様書 2(1)⑤	急激な物価変動による価格高騰等が発生した場合の対応について 「急激な物価変動による価格高騰」とは具体的にどのようなケースを想定されているでしょうか。また、法令改訂も含まれていますでしょうか？	政府の賃上げの方針や原材料費等の価格高騰等を想定していますが、詳細については大阪府と協議とします。
41	仕様書 2(1)⑤	急激な物価変動による価格高騰等について、契約金額の見直し等の協議を行う際の具体的な判断基準（物価上昇率）は設定されていますでしょうか。設定されている場合はその基準となる数値をご教示ください。	価格高騰等の内容により異なるため、基準額については大阪府と協議とします。

No.	掲載箇所	質疑事項	回 答
42	仕様書 2(1)⑤	急激な物価変動(法令改訂も含む)による価格高騰等が発生した場合の対応について 対象となる費用について、照明器具等の材料費、施工費、電気料金、保守費、撤去工事費、産廃処分費等のうち、どの項目を想定されているのかご教示ください。	価格高騰等の内容により異なるため、発生都度協議とします。
43	仕様書 2(2)ア⑦	履行場所は感潮区間であり、設備設置高さはO.P.+3.5m以上を基本とされています。高潮、洪水、台風、河川増水、漂流物等により設備が損傷・流失した場合の復旧費用及び責任分担をご教示ください。受注者の責めによらない自然災害による損害は、府との協議又は契約変更の対象となるとの理解でよいでしょうか。	仕様書2(1)⑩に記載のとおり必要な保険に加入をしてください。なお、想定を超える自然災害による損害は、大阪府と協議とします。
44	仕様書 2(2)イ④	天災や社会情勢等の影響等の受注者の責に帰さない事由によりライトアップ運営開始の令和10年4月1日を超えてしまった場合、ペナルティはありますでしょうか。	天災や社会情勢等の影響等の受注者の責に帰さない事由によりライトアップ運営開始の令和10年4月1日を超えてしまう場合、あらかじめ、その理由を明示した書面により、履行期間の延長変更を請求し、大阪府と協議を行ってください。
45	仕様書 2(2)イ⑥	撤去及び原状回復の具体的な範囲についてご教示ください。 特に、本事業において既設のライトアップ設備、分電盤、基礎、埋設配管等を活用し、改修・更新等を行った場合、事業終了時には、これらについても撤去し、事業開始前の状態まで原状回復する必要があるのでしょうか。 また、「原状回復」とは、本事業開始時点の状態まで復旧することを指すのか(取り外した既設器具を設置しない)、あるいは本事業において新たに設置・改修した部分のみを撤去・復旧することを指すのか、併せてご教示ください。	既設設備は撤去を行うことを前提とし、活用することも可能としています。事業終了時には、原則すべてを撤去してください。 「原状回復」とは、本事業において既設撤去を行う部分及び新たに設置・改修した部分のみを撤去・復旧することを指し、取り外した既設器具を再設置することは不要です。
46	仕様書 2(2)イ⑥	「2(2)イ⑥」において、運営終了時は「原則として、本事業により配置した全ての設備を撤去し、原状に回復する」とありますが、「原則として」との記載を踏まえ、履行期間満了時の設備の取扱いについては、事業者から別の方法を提案することも可能でしょうか。	履行期間満了時の設備の取扱いについては、契約後の協議とします。
47	公募要領 7(1)	企画提案時のプレゼンテーション及び質疑応答について、それぞれの持ち時間をご教示ください。 また、プレゼンテーションの発表者側の人数に制限はございますか？	企画提案時のプレゼンテーション及び質疑応答については、プレゼンテーション10～15分程度、質疑回答20分程度を想定しています。プレゼンテーションの発表者の人数については、5人程度を目安にお考え下さい。
48	公募要領 8(3)	契約金額は各年度精算払いとされ、協議により前金払が可能とされています。協議により、年1回の精算払い以外に月払や四半期払、半期払等への変更は可能でしょうか。	費用の支払いには履行検査が必要となるため、各年度の精算払いとします。
49	公募要領 8(4)	様式12の暴力団排除条例に関する誓約書については、「契約に際して」との記載があることから、今回の応募書類では提出不要でしょうか？	今回の応募書類では、公募要領(2)応募書類に記載している書類を提出してください。
50	公募要領 8(8)イ	契約保証金の免除申請の「同種類及び同規模(当該契約金額の7割以上)の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合」について、契約の履行実績とは契約締結から2年以内の物件もしくは契約満了後、2年以内の物件のどちらの認識でしょうか？	契約満了後2年以内の物件です。
51	公募要領 8(8)イ	契約保証金免除となる履行実績は、共同企業体の場合、構成員の1社でも実績があればよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
52	—	様式1、2、3、5、6、9、11、12の各書類の企業名記載欄に「印」の記載はありませんが捺印は不要でしょうか？	各書類への捺印は不要です。
53	—	最優秀提案者(落札者)となった場合、詳細協議にて事業が困難と判断し辞退した場合、ペナルティはありますでしょうか。	大阪府公募型プロポーザル方式 応募提案・見積心得第6条に記載のとおり、契約の相手方決定に至るまでは、大阪府の承認を得て、見積りを辞退することができます。なお、辞退した場合でも、ペナルティはありません。
54	—	指示躯体に著しい品質不具合があり計画箇所に設置できない場合、同等の価格となる代替案を提案することは可能でしょうか？	仕様書2(2)⑧に記載のとおり、受注者提案の施工手法等に変更が生じる場合は、受注者の負担により対応となりますが、同等の価格となる代替案を提案して頂くことは可能です。
55	仕様書 (別添)位置図 【配布用】参考図面	新設樹木照明の各範囲ですが、周辺にある既存照明の配管、配線、既設盤位置が分かる図面をご提供頂けますでしょうか。	現地状況を踏まえて検討してください。
56	仕様書 (別添)位置図 【配布用】参考図面	新設樹木照明や新設手すり照明の各範囲ですが、イルミネーション等で利用されている既存電源位置が分かる電気図面をご提供頂けないでしょうか。	No.2にて回答のとおりです。
57	仕様書 (別添)位置図 【配布用】参考図面	安治川周辺の護岸ですが、左岸側の断面図をいただけないでしょうか。	配布資料申込者へ追加で配布します。

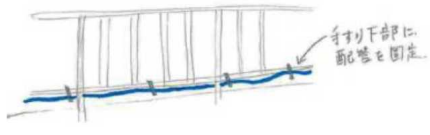
No.	掲載箇所	質疑事項	回 答
58	仕様書 2(2)ウ② 「調査検討業務報告書」	仕様書にライトアップの範囲および、調査検討業務報告書にリニューアルイメージおよび器具選定案が記載されておりますが、事業予算内での実現性を確保する観点から、ライトアップ範囲、器具選定、カラー照明の採用範囲等については景観等への配慮することを前提に事業者の提案によるものとして宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
59	仕様書 2(1)⑬	「設置施設は受注者に帰属するもの」とありますが、固定資産税については事業予算には含めずに、別予算にて対応頂くことは可能でしょうか。	固定資産税は、事業予算に含めて提案してください。
60	仕様書 p.2 2 業務内容 (2)ライトアップの企画、制作、配置、管理・運営等 ア 企画、制作、配置 仕様書 p.5 2(2)ウ2 各エリアの特徴及び演出イメージ	令和7年度「護岸ライトアップ施設のリニューアル計画調査検討業務」成果品について、仕様書では「参考とすること」とされています。同成果品に記載された ・照明器具 ・器具配置 ・照明手法 ・取付方法 ・演出内容 については、今回仕様書の要求事項を満たすことを前提として、提案者側で再検討・変更することが可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
61	仕様書 p.2 2(2)ア4 仕様書 p.6 【提案を求める事項(A)】	仕様書では 「1時間に1回を基本とし調光演出を行う計画」とされています。 これは、今回の全てのエリアにおいて 個別の調光演出を実施することを求めるものでしょうか。 あるいは、 ・設置する照明設備の構成 ・エリアの景観特性 ・周辺既存照明との関係 等を踏まえ、一部エリアを通常時の固定景観中心とし、 調光演出を実施するエリアを選定する提案も可能でしょうか。	1時間に1回を基本とした調光演出は、護岸ライトアップの範囲にて行うものとします。
62	仕様書 p.3 2(2)ア12	仕様書では、 ・樹木への影響を抑えること ・樹木を損傷しない配置とすること ・歩行者安全 ・いたずら対策 ・保守性 への配慮が求められています。 樹木ライトアップ用照明器具について、 灯具を覆う専用の保護カバー・保護ボックス等を 設置すること自体が必須条件でしょうか。 または、設置位置・固定方法・器具仕様等により 安全性、いたずら対策、保守性を確保できる場合には、 保護カバーを設置しない計画も可能でしょうか。	ご理解のとおりです。
63	仕様書 p.3 2(2)ア8 仕様書 p.6 【提案を求める事項(A)】	仕様書では、 橋梁上、船上、川沿い遊歩道等からの眺望を 意識した計画とすることが求められています。 府として特に重視する視点場、 またはエリアごとに優先して検討すべき視点場が 設定されている場合はご教示ください。	エリアごとに優先して検討すべき視点場は設定していません。
64	仕様書 p.3 2(2)ア9 仕様書 p.6 【提案を求める事項(A)】	「水面への映り込み」については、 ・護岸ライトアップそのものの反射 だけでなく、 ・樹木 ・橋梁 ・周辺建築 等を含めた水辺景観全体としての映り込みを 計画・表現する考え方でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	仕様書 p.2 2(2)ア3	アウエアネスカラー等の演出について、 全エリアを同一色・同一タイミングで完全同期させる必要がありますでしょうか。 または、全体で共通テーマを持たせながら、 各エリアの景観特性に応じて 明るさ・色彩・演出方法等を調整する提案も可能でしょうか。	各エリアの景観特性に応じて、明るさ・色彩・演出方法等を調整する提案も可能です。

No.	掲載箇所	質疑事項	回 答
66	仕様書 p.3 2(2)イ2	仕様書では、大規模イベント等に併い 一時的な演出変更を求める場合があるとされています。 この場合、5.5km全体を一括して変更することを想定されていま すでしょうか。またはイベント開催エリア等、一部エリア単位で独 立して演出変更可能なシステム構成でも問題ありませんでしょう か。	イベント開催エリア等、一部エリア単位で独立して演出変更可能 なシステム構成でも問題ありません。
67	公募要領 2(5)イ	公募要領では「A4ファイルに綴って提出」とありますが、 企画提案書自体について、 ・A4縦/A4横等の向き ・ページ数 について特段の制限はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	公募要領 2(5)イ	電子媒体(CD-R等)で提出する企画提案書及びイメージ動画に ついて、推奨または指定のファイル形式があればご教示ください。 例: ・企画提案書:PDF ・イメージ動画:MP4	MicrosoftOfficeにて再生できる形式としてください。
69	ー	現地調査を実施するにあたり、下記の調査を行いたいのですが、 事前の許可等必要ありますでしょうか。 ・既設盤の開閉および中身確認 ・既設の護岸照明の確認(手すりを乗り越えての調査を想定) ・既設の手摺照明・樹木ライトアップの確認 ・新設照明設置エリアの現場確認	既設盤の開閉及び、フェンスや手摺内に入る場合は、事前に西大 阪治水事務所と協議を行ってください。
70	仕様書 2(2)イ⑥	「運営を終了する際は、原則として、本事業により配置した全ての 設備を撤去し、原状に回復したうえで、各管理者の現地確認を受 けること。」とありますが、現状復旧を実施するにあたり、撤去品を 10年間保管し、10年後に問題なく使用できるかを判断する事は 難しく、現状復旧については運営終了後も、今回新設及び更新し た照明器具、手すり照明、引込柱、引込盤、基礎、露出配管配線、 埋設配管配線、ハンドホール等を撤去しない状態で、引き渡すこ とを現状復旧と考えて宜しいでしょうか。	「運営を終了する際は、原則として、本事業により配置した全ての 設備を撤去してください。なお、取り外した既設器具の保管及び 再設置することは不要です。
71	ー	本事業の委託上限金額について、企画提案及び適切な費用積 算の参考とするため、上限金額の算定にあたり想定されている事 業費の内訳(企画・設計、制作・配置、管理・運営、撤去等)につ いて、概算額又は費用配分の考え方をご教示いただけますでし ょうか。	企画提案に応じた適切な費用を積算してください。
72	ー	本事業の委託上限金額について、企画提案及び適切な費用積 算の参考とするため、想定されている事業費の内訳(機器、設 計、管理・運営、撤去等)について、金額の内訳をご開示くだ さい。	企画提案に応じた適切な費用を積算してください。
73	ー	既存手すり等への支持・固定を行うにあたり、アスベスト対策は 不要と考えて良いでしょうか。 なお、現時点でアスベスト含有の有無が不明の場合は、調査費 用および対策費用については、別途条件とさせていただきます 存じます。	業務実施にあたり、アスベスト対策が必要となる可能性がある場 合には、別途、大阪府と協議とします。
74	企画提案公募要領 P3 3 公募参加資格 (10) および 様式4	ライトアップを行った事業実績は設計、施工、機器納入、演出プロ グラム作成、賃貸借のいずれかを行っていただければ対象と考 えてよいでしょうか。	設計・施工や演出プログラム作成、賃貸借(管理・運営を伴うも の)のいずれかを行った実績を対象とし、機器のみの納入もし くは賃貸借を行ったものは対象外とします。
75	企画提案公募要領 P3 3 公募参加資格 (10) および 様式4	下請けの場合でもライトアップ実施実績に含まれますでしょうか (元請けでなくとも良いでしょうか)。 機器納入の場合、官公庁等と直接契約するケースは稀です。	下請実績についても対象とします。下請で実施した実績内容が 確認できる資料を提出して下さい。
76	業務委託仕様書 P3 (2)ライトアップの 企画、製作、配置、 管理・運営等 ア 企画、製作、配置 ⑩	「既設分電盤の基礎や既設埋設配管を活用することも可能」とあ りますが、既設分電盤の筐体や照明器具の取付金具や収納 BOXおよびポール等が再利用可能な状態であれば活用するこ とは可能でしょうか。	再利用可能な状態であれば活用することは可能です。ただし、不 具合が発生した際は、受注者の負担により対応するものとしま す。
77	業務委託仕様書 P3 (2)ライトアップの 企画、製作、配置、 管理・運営等 ア 企画、製作、配置 ⑩	「既設分電盤の基礎や既設埋設配管を活用することも可能」とあ りますが、既設照明器具が再利用可能な状態であれば活用する ことは可能でしょうか。	再利用可能な状態であれば活用することは可能です。ただし、不 具合が発生した際は、受注者の負担により対応するものとしま す。

No.	掲載箇所	質疑事項	回 答
78	業務委託仕様書 P3 (2) ライトアップの企画、製作、配置、管理・運営等 イ 管理、運営、撤去 ⑥	「本事業により配置した全ての設備を撤去し、現状に回復」とありますが、埋設配管や基礎等を今回再利用しない場合は撤去不要でしょうか。	既設設備を再利用しない場合は、既設設備撤去時に可能な限り撤去することとします。
79	様式2 企画提案書及び 業務委託仕様書 P6 提案を求める事項 (A)、提案を求める事項 (B)	様式2の企画提案書で「(1) 提案を求める項目を記載してください」とありますが、ここで記載する項目とは業務委託仕様書 P6の提案を求める事項 (A)および (B)に記載されている6項目という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
80	企画提案公募要領 P4 4 応募の手続き (2) 応募書類	応募書類はA4ファイルに綴って提出いたしますが、提出資料はA4サイズおよびA3サイズの混合も可能でしょうか。	提出資料はA4サイズおよびA3サイズの混合も可能です。
81	企画提案公募要領 P4 4 応募の手続き (2) 応募書類	イメージ動画は電子媒体 (CD-R等) のみでの提出で問題ないでしょうか。	イメージ動画は電子媒体 (CD-R等) のみでの提出で問題ありません。なお、Microsoft Office で再生できる形式としてください。
82	業務委託仕様書 P8 2 業務内容 (6) 成果品の提出	「併せて、業務費用の支払いに必要な成果品を提出」とありますが、具体的にはどのようなものでしょうか。	実施報告書の他、業務打合簿等、大阪府委託役務業務必携を参考に必要な書類を提出いただくことを想定しています。
83	その他 (企画・設計に関して)	受注後、設計監理事務所が介入する予定はあるのでしょうか。また、そのプラン変更により事業費用が当初提案金額を上回る際には、増額が可能なのでしょうか。	No.36にて回答のとおりです。
84	水辺のライトアップ 施設リニューアル事業に係る企画・運営等業務委託 企画提案要領 P9 8契約手続について (3)	「契約金額(委託料)の支払いについては、各年度清算払いと致します。ただし、発注者と協議のうえ、概算で支払をしなければ契約しがたいとみとめられた場合は、前金払をすることができるものとします。」とございますが具体的にどのような状況の場合に前払金を請求できるのでしょうか？	No.32にて回答のとおりです。
85	水辺のライトアップ 施設リニューアル事業に係る企画・運営等業務委託仕様書 (案) 2業務内容①	「受注者の責任と負担において、施設賠償責任保険、動産総合保険等必要な保険に加入すること。」とございますが現在、既に会社で加入している場合は、そちらの保険を使用することでよろしいでしょうか？	既に会社で加入している場合は、そちらの保険を使用することで問題ありません。
86	その他 (施工に関して)	工事期間中は、現場事務所の設置をする場合は、大阪府様敷地を拝借させて頂くことは可能でしょうか？	場所や大きさによりますので、契約後協議とします。
87	その他 (施工に関して)	工事期間中資材置場用としてコンテナ等を大阪府様敷地内を拝借させて頂くことは可能でしょうか？	場所や大きさによりますので、契約後協議とします。
88	その他 (施工に関して)	工事は、昼間作業・夜間作業ともに実施可能でしょうか？作業可能時間はございますでしょうか？	基本的には昼間作業としてください。ただし、周辺地域の迷惑とならない範囲において、大阪府と協議のうえ、夜間作業を実施することは可能とします。
89	その他 (施工に関して)	資材運搬等で車両を公園内に入場することは可能でしょうか？	公園管理者との協議によります。
90	その他 (施工に関して)	工事車両を停車する場所は大阪府敷地を拝借させて頂くことは可能でしょうか？	場所や台数によりますので、契約後協議とします。
91	仕様書 (案) P.2業務内容 (1) 業務全般① 撤去について	既存ライトアップ施設及び本件で導入する機器の撤去を含む認識でお間違いないでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	仕様書 (案) P.2業務内容 (1) 業務全般①について	「効果測定」とは経済的な効果測定となりますか。ほかにあればご教示ください。	No.15にて回答のとおりです。
93	公募要領 P9 8 契約手続について	事前に契約書 (案) があればご提示ください。また、採択後に契約条項の変更についての協議できる認識でよろしいですか。	契約書 (案) については、提案の採択後に最優秀提案事業者に提示します。その際、提案内容により、一部契約条項の調整を行う可能性はございます。
94	公募要領 P9 8 契約手続 (3) について	「契約金額 (委託料) の支払いについては、各年度精算払い」とあります。これは仕様書 (案) P8 (6) 成果品の提出に記載する、成果品の結果により委託料を「精算」するということでしょうか。ESCO契約のような定義があればご教示ください。	ご理解のとおりです。
95	公募要領 P10 8 契約手続 (8) について	本契約の期間中において、予算取得等の理由から契約を解除することを想定しているか、もしくは債務負担行為として先の理由で期中の解除はないかをご教示ください。	現時点において、その想定はございません。

No.	掲載箇所	質疑事項	回 答
96	仕様書(案)P2.2 業務内容(1)業務 全般①について	施設(設備)に関して動産総合保険を付保しますが、地震・津波・噴火による天災、および戦争・動乱については、動産総合保険の対象外となります。これら受注者の責によらない場合は、発注者負担にてご負担いただける認識で良いですか。	No.41にて回答のとおりです。
97	仕様書 P3.2業務 内容(2)イ.管理・ 運営・撤去 ⑧につ いて	履行期間が満了する日までにすべてのコンテンツの撤去と記載がありますので、本件設備の所有権移転、もしくは本件契約継続はないとの認識で良いですか。	ご理解のとおりです。
98	仕様書 P3.2業務 内容(2)イ.管理・ 運営・撤去 ⑧につ いて	履行期間が満了する日までにすべてのコンテンツの撤去と記載がありますが、現時点で履行期間満了時の撤去費用を積算することは非常に困難であります。そこで、今回の事業内容から履行期間満了する日までに実施するコンテンツの撤去義務を無しとしていただき、次期更新案件発生時に既設の撤去を含む仕様とすること、コスト面また作業面の両面で現実的な提案がなされるものと思料致します。ご検討いただけないでしょうか。	本事業において、撤去まで含めて提案してください。
99	その他	業務委託を行う場合は「再委託の申請書」等の書類を提出すればよろしいでしょうか。	大阪府と協議のうえ、再委託の申請を行ってください。
100	公募要領 P.2～3 「3 公募参加資格」	共同企業体で参加する場合、屋外施設ライトアップの実績については、構成員のうち最低1者が有することとされています。この場合、代表企業自身に当該実績がなくても、実績を有する構成員を含むことで参加資格を満たすとの理解でよろしいでしょうか。また、代表企業に求められる業務分担割合、技術者配置等について、別途要件はありますでしょうか。	ご理解のとおりです。 代表企業に求める業務分担割合、技術者配置等に要件はありません。
101	公募要領 P.7「7 (2) 審査基準／企 業実績」、P.3「3 (10)」	共同企業体で応募する場合、審査項目「企業実績」の評価対象は、代表企業の実績に限らず、構成員各社の実績を含むとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
102	仕様書案 P.2「2 (1)④⑤」、P.3「2 (2)イ③」	急激な物価変動については別途協議とされていますが、委託料の見直しを行う際の判断基準や協議方法について、現時点で想定されているものがあればご教示ください。	No.28にて回答のとおりです。
103	仕様書案 P.3「2 (2)ア⑬⑭⑮」、 P.7「2(4)② 実施 計画書」	護岸への照明設備の設置に関して、構造上の制約、設備固定方法、使用可能な既存構造物、施工禁止箇所等について、事前に確認できる資料はありますでしょうか。	No.6にて回答のとおりです。
104	仕様書案 P.3「2 (2)イ①～③」	継続的な夜間景観の品質向上について、演出プログラムの定期的な更新、照明機器の更新、周辺景観の変化に応じた改善等が想定されますが、発注者として特に重視される取り組みはありますでしょうか。 また、演出更新の頻度や規模について、最低限必要とされる水準はありますでしょうか。	最低限必要とする水準はありません。提案者の有するノウハウや創意工夫を活かし提案をしてください。
105	仕様書案 P.3「2 (2)イ⑨」	委託料とは別に事業協賛等による財源確保が可能とされていますが、協賛企業の募集、広告表示、協賛企業名の掲出等について、制約や事前承認の基準はありますでしょうか。 また、広報の強化等を目的とした有料イベント(入場料を設けるライトアップイベントなど)を開催することは可能でしょうか。 受注者が独自に確保した協賛金・入場料収入等について、委託料との関係及び使途の制約をご教示ください。	協賛企業の募集については、公募要領3(1)(2)(5)(7)等に該当しない企業としてください。広告表示、協賛企業名の掲出等については、No.26にて回答のとおりです。 有料イベントについては、内容により開催の可否を判断しますので、大阪府と協議を行ってください。 受注者が独自に確保した協賛金等について使途の制約はありません。
106	公募要領 P.3「3 (10) 公募参加資 格」、P.7「7(2) 審 査基準／企業実 績」	公募参加資格として求められる屋外施設ライトアップ実績は、公共機関等が発注した業務に限定されています。 一方、審査における「企業実績」の評価については、民間企業が發注した屋外施設ライトアップの実績も評価対象となるのでしょうか。	企業実績の評価については、民間企業が發注した屋外施設ライトアップの実績も評価対象とします。
107	回答No.28関連	質問回答No.28において、急激な物価高騰が発生した場合は大阪府との協議が可能である旨をご回答いただいております。 本事業は12年間の長期事業であり、将来の物価・人件費・電気料金等の変動をあらかじめ正確に予測し、事業費に反映することは困難と考えております。 つきましては、事業期間中に急激な物価変動等が発生した場合、公募要領に定める委託上限金額を超える増額改定についても、協議の対象となるとの認識でよろしいでしょうか。 また、増額改定が可能な場合、その適用条件や判断基準についてご教示ください。	ご理解のとおりです。

No.	掲載箇所	質疑事項	回 答
108	ー	事業期間中に大阪府の方針変更や予算上の事情等により、契約金額の減額が必要となった場合、減額幅に応じて点灯範囲の縮小、演出内容の変更、維持管理業務の見直し等、業務内容・仕様についても双方協議のうえ適切に調整することが可能との認識でよろしいでしょうか。 また、仕様変更に伴う追加費用や既存設備の取扱いについても、協議の対象となるかご教示ください。	事業期間中に大阪府の方針変更や予算上の事情等により、契約金額の減額が必要となった場合等においては、大阪府との協議により対応します。 仕様変更に伴う追加費用については、No.4にて回答のとおりです。 既存設備は撤去を前提としています。再利用も可能としますが、不具合等が発生した際のリスクも想定して再利用を検討してください。
109	ー	上記1の物価変動や2の行政方針変更等に伴う契約金額・業務仕様の見直しについて、双方の協議によっても合意に至らなかった場合、協議のうえ契約を中途解除することは可能でしょうか。 また、その場合、事業者が先行負担した設備投資費用や設計・施工費用等のうち、契約解除時点で未回収となっている費用について、補償・精算の対象となるか、考え方をご教示ください。	No.33にて回答のとおりです。
110	回答No.17・No.28関連	質問回答No.17において、電気料金は提案上限金額に含める旨をご回答いただいております。 また、No.28では急激な物価高騰が発生した場合、大阪府との協議が可能である旨をご回答いただいております。 本事業は長期にわたるため、電気料金の大幅な上昇や、社会情勢・エネルギー政策等の変化によって、当初想定した電気料金を超過する可能性がございます。 その場合、当初の提案金額を超過した電気料金については、原則として事業者が全額負担することとなるのでしょうか。 あるいは、事業者の責めに帰さない外部要因による大幅な料金上昇が発生した場合には、大阪府との協議により、委託料の増額や費用負担の見直し等が可能となるのでしょうか。 また、協議が可能な場合、その判断基準や費用負担の考え方についてもご教示ください。	電気料金等を含め、急激な物価高騰が発生した場合、大阪府へ協議を行ってください。なお、価格高騰等の内容により状況が異なるため、詳細については発生都度協議とします。
111	回答No.7関連	既存照明器具の撤去および更新に際して、以下の2点について確認させてください。 ① **既存構造物の経年劣化等に起因する破損について** 既存照明器具の撤去作業において、適切な施工方法を採用した場合であっても、既存構造物の経年劣化や腐食等により、取付部や周辺構造物に破損が発生する可能性が考えられます。 このような事業者の施工上の過失によらない破損が発生した場合、補修・復旧に要する費用については、事業者負担となるのでしょうか。 または、破損原因や既存構造物の状態等を確認したうえで、大阪府との協議により費用負担を決定することは可能でしょうか。 ② **後継品・代替品の調達が困難な場合について** 既存照明器具の更新にあたり、製造終了や世界情勢の変化、部材供給不足等により、後継品・代替品の確保が困難となる場合や、当初想定を大幅に超える納期が発生する可能性がございます。 このような事業者の責めに帰さない事情により、当初計画どおりの設備更新が困難となった場合、代替仕様への変更や施工時期・履行期限の見直し等について協議することは可能でしょうか。 また、その際の追加費用や履行遅延に関する取扱いについてもご教示ください。	①事業者の施工上の過失によらない破損が発生した場合に要する補修・復旧費用は、大阪府と協議とします。 ②No.28及びNo.42にて回答のとおりです。
112	回答No.29関連	質問回答No.29において、既設の分電盤・埋設配管・電源設備等を再利用した場合、不具合が発生した際は事業者により補修を行う旨をご回答いただいております。 一方で、これらの既設設備については、設置から相当年数が経過している可能性があり、事業者による適切な使用・管理を行っていた場合でも、経年劣化や既存設備自体の老朽化等により不具合が発生することが想定されます。 このような事業者の使用方法や管理上の過失によらない不具合についても、すべて事業者負担による補修・交換が必要となるのでしょうか。 また、既設設備の経年劣化に起因する大規模な修繕や設備更新が必要となった場合には、原因や設備状況を確認したうえで、大阪府との協議により費用負担や対応方法を決定することは可能でしょうか。	既存設備について、設置から相当年数が経過しているため、撤去を前提としています。しかし、提案により、再利用することも可能としますが、不具合等が発生した場合は、事業者により補修を行うものとしますので、その際のリスクも想定して再利用を検討してください。

No.	掲載箇所	質疑事項	回 答
113	ー	以下の範囲は、手摺照明の設置は必要なしと考えてよろしいでしょうか。 ・取り外し可能な手摺 ・蛇腹ゲート ・扉になっている部分	ご理解のとおりです。
114	ー	転落防止柵や既存の手摺に、手摺用電源の配線や配管を固定してもよろしいでしょうか。 	転落防止柵及び既存の手摺への配線や配管の固定は、施設機能を阻害しない範囲で可能としますが、詳細は関係機関との協議によります。
115	ー	土嚢が設置されている箇所は、照明の設置ができないため、照明の設置はしないものと認識してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
116	ー	植栽用金網の設置により、照明器具の設置及び配管の施工が難しいと思われます。 金網および植栽は撤去するものと考えてよろしいでしょうか。	金網及び植栽の撤去は想定していません。現地条件を踏まえ提案してください。
117	ー	既存植栽照明は残置と考えてよろしいでしょうか。	既設植栽照明は残置とします。
118	ー	既存植栽部にライトアップ照明を取付ける際、掘削が発生するため、植栽は撤去と考えてよろしいでしょうか。 万が一、植栽の復旧が必要な場合は、必要箇所をご教示ください。	植栽撤去は想定していません。復旧は関係機関との協議によります。
119	ー	水門を囲う手摺照明の設置は、必要ないと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
120	ー	電力会社から電気を引き込む際、発生する可能性のある負担金については、現状判断が出来ないため、別途と考えてよろしいでしょうか。	現地条件を踏まえ、負担金の可能性も考慮し、提案上限金額内に含めてください。
121	ー	仕様書に記載の「広報」について、受注者が必須で実施すべき広報の内容及び水準をご教示ください。 具体的には、広報物の制作、Web・SNS等による情報発信、公告掲載・出稿、イベント等での周知など、想定されている実施内容、実施時期・回数及び費用負担の範囲をご教示ください。	広報内容、実施手法、時期等については、提案者の有するノウハウや創意工夫を活かし提案をしてください。
122	ー	各既存柵の中には、取り外し及び開閉可能な箇所があります。これらの柵が動く箇所については照明の設置範囲から外してよろしいでしょうか。 	ご理解のとおりです。
123	ー	照明を設置すると設定された範囲に、植栽がある場所があります。この植栽は撤去予定でしょうか？撤去しない場合、照明の設置対象から外れますか？ 	植栽の撤去予定はありません。本箇所に関しては、大阪府にて除草及び剪定を行います。
124	ー	既存柵に看板や幕が設置されている場所について、看板を取り外す予定はありますが？取り外さない場合、照明の設置対象範囲から外れますか？ 	施工の支障となる範囲は看板の設置位置変更等を行います。

No.	掲載箇所	質疑事項	回 答
125	一	手摺照明の設置範囲に立ち入り禁止と思われる箇所がいくつかありますが照明の設置対象範囲でしょうか？ 	広く開放していない立ち入り禁止箇所においても、護岸に沿って設置している転落防止柵は、設置対象範囲です。なお、仕様書位置図に記載のとおり、質疑事項・右端写真の撮影箇所が位置する天神橋から葎屋橋までの区間（大川左岸）はライトアップエリアの必須箇所ではありません。
126	一	施工工程を検討するにあたり、本業務の施工期間中において、出水期、河川の水位管理その他河川管理上の理由等により、施工ができない期間又は施工方法・施工時間等に制限が生じる期間がございましたら、対象期間及びその制限内容をご教示ください。	No.61にて回答のとおりです。
127	一	社会情勢の影響等の当社の責によらない事象により、令和10年度4月1日の運営開始を超えてしまった場合、ペナルティはありますか？	No.42にて回答のとおりです。
128	仕様書2(2)イ⑥	運営終了時は「原則として、本事業により配置した全ての設備を撤去し、原状に回復する」とありますが、「原則として」との記載は、履行期間満了時の設備の取扱いについて、事業者の提案に一定の自由度を認めるとの理解でよろしいでしょうか。	提案時には、本事業により設置・更新した設備を撤去し、原状回復することを前提としてください。
129	公募要領8(8)イ	契約保証金の納付免除を受けるために加入する履行保証保険には事業期間全体を保険期間として付保するものと、5年ごとに更新するものがあります。5年ごとの更新を前提とする場合、更新時の引受審査等により、契約期間の途中で保証を継続できなくなるリスクが考えられます。このため、契約期間全体にわたる履行保証を確実に確保する観点から、契約締結時に、契約締結日から履行期間満了日までの全期間を保険期間とする履行保証保険を一括して付保する必要があるとの認識でよろしいでしょうか。	契約締結時に、契約締結日から履行期間満了日までの全期間を保険期間とする履行保証保険を一括して付保する必要があります。
130	仕様書2(2)イ⑥	記載の撤去範囲について、埋設又は構造物に固定された配管・基礎・取付部材等は残置し、容易に取り外し可能な照明器具及び付帯設備を撤去することで現状回復とすることは可能でしょうか。	既設設備は、可能な限り撤去することとします。詳細は、各関係機関との協議を行ってください。
131	仕様書2(2)ウ②	ライトアップの範囲について、仕様書に「本仕様書で提示している（別添）位置図の範囲以上の提案であること」と記載がありますが、仕様書P.3に記載の各エリアをライトアップ対象範囲として満たすことを条件とし、器具の設置長さや照射距離、演出方法等の具体的な位置や計画はエリア単位で事業者提案によるものと考えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、器具の設置長さについては大阪府と協議を行ってください。
132	仕様書2(1)④	本仕様書に「本仕様書に記載のない事項については、別途府と調整のうえ対応すること」と記載がありますが、入札段階では十分な事前調査が困難な事項もあると考えています。そのため、現地条件と入札条件との相違や、事前に合理的に予見することが困難な工事内容が発生した場合については、別途協議の対象になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
133	仕様書2(2)イ④	委託上限金額が10年定額均等割を踏まえての御質問です。令和10年4月1日から運営開始するとありますが、既設のライトアップ施設を引き続き活用しながら、新設区間を先行して整備し、既設区間を順次更新する計画の提案は可能でしょうか。可能な場合、令和10年4月1日以降に行う既設区間の更新について、完了期限などの制約があればお教えください	令和10年4月1日までに、既存のライトアップ施設設置エリアを含めた全エリアの設置を完了し、運営開始を行うことが前提です。その上で、令和10年4月1日までの期間に既設ライトアップ施設の活用を前提とした段階的な更新提案は可能です。
134	仕様書2(1)③	設置施設は受注者に帰属するとありますが、受注者が設置機器の調達にリース等の手法を用いることは可能でしょうか。可能な場合、機器の所有者が受注者以外となる場合でも、河川占用の手続き、撤去および原状回復の責任は受注者が負う前提でよいのか、お教えください。	リース等の手法を用いることは可能です。なお、河川占用の手続き、撤去及び原状回復の責任は受注者が負うものとします。
135	一	令和8～9年度の上限額が0円とされていますが、次の点をお教えください。 (1) 令和8～9年度に企画・制作・配置等の費用が生じる場合、その費用を令和10年度以降の委託料（各年度の上限額275,033,200円）の範囲に含めて提案してよいのか。 (2) 年度別の概算費用に、機器調達に伴うリース料や金利等の資金調達に係る費用を計上してよいのか。	(1) 令和8～9年度に生じる企画・制作・配置等の費用は令和10年度以降の委託料に含めて提案としてください。 (2) リース料や金利等の資金調達に係る費用についても委託料に含めて提案してください。
136	一	共同企業体の構成員以外の協力会社（機器のリース会社、施工会社等）について、次の点をお教えください。 公募参加資格（府税の完納等）や、大阪府の入札参加資格などの要件が適用されるか。	公募参加資格は応募者又は共同企業体の構成員を対象とします。協力会社については対象外ですが、法令等を遵守し適切に実施してください。

No.	掲載箇所	質疑事項	回 答
137	公募要領4(2)ス	共同企業体で応募する場合、構成員のいずれか1者が該当の認定等を取得していれば評価の対象となるか、または全構成員の取得が必要か、教えてください。 (「障がい者雇用」の項目では全構成員が加点の要件と明記されていますが、「脱炭素化の取組」では記載がないため。)	「脱炭素化の取組」に関しては、共同企業体の場合、構成員のうち1者が対象となる認定等を取得していれば評価対象とします。